

企業取引研究会（第1回）議事録

1 日 時 令和7年7月30日（水） 16:00～18:00

2 場 所 対面（経済産業省別館 11 階 1115 会議室）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】神田座長、海内委員、魚住委員、及川委員、岡室委員、加藤委員、加毛委員、郷野委員、鈴木委員、高岡委員、滝澤委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、松田委員、若林委員、渡辺委員、渡邊委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、柴山企業取引課長

【中小企業庁】坂本事業環境部長、小高取引課長

【オブザーバー】金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

4 議 題 ○企業取引研究会の進め方

○研究会報告書とりまとめ後の対応についての御報告

○研究会報告書で御提言いただいた課題への更なる対応

○知的財産取引適正化ワーキンググループの設置について

5 議事録

(1) 開会

○公正取引委員会 柴山課長

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、第1回「企業取引研究会」を開催いたします。

本研究会は、公正取引委員会と中小企業庁とが共同で事務局を務めさせていただきます。私は、公正取引委員会企業取引課長の柴山です。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方、オブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、お集まりいただきありがとうございます。

今回は、対面とオンラインのハイブリッドでの実施となります。開催に当たりまして、事務的な留意点を2点申し上げます。

1 点目、オンラインで参加されている委員・オブザーバーの先生方におかれましては、御発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目、通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

3 点目、対面で御参加されている委員の皆様は、御発言時、マイクの電源ボタンを押した後にお話いただきますようお願いいたします。

本日はまず開催に当たりまして、公正取引委員会官房審議官の向井から御挨拶をさせていただきます。

○公正取引委員会 向井官房審議官

公正取引委員会官房審議官の向井でございます。昨年に引き続き、よろしくお願いいたし

ます。本日は、皆様におかれましては、企業取引研究会に再び御参集いただきまして、誠にありがとうございます。また本日より新たに参加していただきました委員の皆様には、心より感謝いたします。昨年に引き続きお受けくださいました委員の皆様におきましても、深く感謝を申し上げたいと思います。

さて、昨年の7月から12月にかけて企業取引研究会を開催いたしました。議題といたしましては、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体に定着させるという課題につきまして、優越的地位の濫用規制、特に下請法、来年の1月からは、中小受託取引適正化法、略しまして、取適法ということになりますが、そちらの法律を中心に皆様から熱心な御議論を賜りました。その成果につきましては、昨年の12月25日に、企業取引研究会といたしまして、結実したところでございます。

この研究会の報告書に基づきまして、本年の3月11日に政府が改正法を提出いたしました。その後国会で御審議いただきまして、5月16日に成立いたしました。そして、この法律につきましては、国会の御審議を踏まえまして、来年の1月1日、令和8年1月1日から施行されるということになりました。内容につきましては、この研究会で検討いただきましたものが、ほぼ盛り込まれ、国会におきましても、ほとんどの与野党に賛成をしていただいたというものでございます。そして、この法律につきましては、各方面から大変な期待があるということもございまして、公正取引委員会・中小企業庁におきましては執行につきましても現在、集中的に取り組んでいるところです。昨年は、21件の勧告を行っておりますが、今年は、昨日の勧告公表までで既に10件の勧告公表を行っているところです。

今後は、中小企業庁も含めた関係省庁と連携いたしまして、更に執行にも注力していきたいと考えています。そして、昨今は、いわゆる相互関税の影響もございまして、いろいろな価格転嫁が遅れるのではないかという声もありますので、それらも注視しつつ執行にも努めていきたいと思っております。このような、いわゆる取適法につきまして、課題については、今後の施行に向けてしっかり取り組むつもりですが、その他につきましても、やはりサプライチェーン全体で共存共栄関係を構築するため、そして我が国経済の活力の源泉たるイノベーションの促進のためには、この取適法の対象となる取引にかかわらず、サプライチェーン全体における取引の実態や多様な商慣習に広く目を向け、実効的な取引を進めていくということが不可欠でございます。そこで本日再開いたします本研究会では、報告書で示された残された課題、サプライチェーンの隅々まで行き渡る価格転嫁の実現・支払条件の更なる適正化・物流における商慣習の問題・企業の成長の源泉となる知的財産権やノウハウの取引適正化、そのような事項につきまして、より構造的で根深い課題に、皆様と共に、検討していければと考えております。皆様におかれましては、それぞれの御知見を踏まえまして、サプライチェーン全体における取引の適正化の実現のために、忌憚のない御意見、御議論を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。私からの挨拶は以上でございます。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。続きまして、中小企業庁事業環境部長の坂本から御挨拶をさせていただきます。

○中小企業庁 坂本事業環境部長

ありがとうございます。中小企業庁事業環境部長の坂本です。

本日は多忙な中、企業取引研究会に御出席いただき、誠にありがとうございます。日本経済は現在、30年以上のデフレ経済から、賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行できるか、その分岐点にあると考えております。本年の春季労使交渉では全体として5.25%となり、2年連続で5%を超える高い水準が維持できましたが、中小企業組合につきましては、賃上げ率は4.65%であり、全体を下回るという厳しい環境の中で精一杯、上げていただいている状況です。先日、米国の関税措置について閣僚レベルで合意がありましたが、幅広い業種で15%の関税が掛かることに対する影響を引き続き注視する必要があると考えています。世界

経済の先行きは不透明であり、構造的な人手不足の状況下で、日本経済は大きな変化の岐路にあります。このような中で、成長戦略として重要視されているのが、実質賃金をプラスにして物価上昇率を超える賃金上昇を行うことです。これを中小企業や小規模事業者を含めて、全国、津々浦々で実現することが成長戦略の大きな目標となっています。中小企業庁としても、中小企業が適正な利益を確保し、投資や賃上げの原資を確保できるよう、ビジネスの実態を踏まえながら、価格転嫁と取引の適正化に取り組み続けたいと考えております。

向井審議官からもお話がありましたように、昨年の研究会で議論された下請法と下請振興法の改正案が本年5月に成立しました。このことに関して、委員の皆様尽力に改めて感謝申し上げます。来年1月の施行に向けて、中小企業庁としても振興法に基づく振興基準の改正準備を進めるとともに、公正取引委員会や各事業所管省庁と連携し、これら改正法について業界団体や中小団体への周知を徹底したいと考えております。

また、本日提供される参考資料5として、先月公表された3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果が含まれております。この中で、参考資料5の17ページにおきまして、サプライチェーンにおける取引段階が深くなるほど、Tierが深い層になるほど、価格転嫁率が低いという結果が出ています。この研究会の再開の趣旨としても、適正な価格転嫁をサプライチェーンの全体、深い層まで浸透・定着させることが重要です。適切な価格転嫁をサプライチェーン全体に浸透させるためには、取適法の対象取引に限らず、優越的地位の濫用規制について幅広く実効的な取組を進めることが求められます。また、中小企業の技術開発の成果を稼ぐ力に結び付けていくためには、知的財産の活用と保護を取引適正化の一環として図ることが重要だと考えています。これらのテーマは、日本経済が成長型へ移行できるかどうか懸っている、重要な政策課題だと思っており、研究会の委員の皆様から御審議いただけますことを大変心強く思っております。忌憚のない御議論を何卒よろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございました。

それでは続きまして、本日第1回の会合でございますので、事務局から本研究会の運営について簡単に御説明させていただきます。

まず、本研究会の座長でございますが、昨年に引き続き東京大学名誉教授の神田秀樹先生に御就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に新たに研究会に御参加いただく三名の委員の皆様を御紹介させていただきます。

- ・日本経済団体連合会経済基盤本部長 魚住康博様
- ・東京大学大学院法学政治学研究科教授 加毛明様

また、本日は御欠席されていますが、

- ・全国商工会連合会産業政策部長 廣田実様

の三名の皆様が新たに御参加いただきます。

また、本研究会には委員の皆様のほか、金融庁、農林水産省、経済産業省、及び国土交通省にもオブザーバーとして御参加いただいております。

続きまして、本研究会の議事につきましてですが、委員の皆様には自由に御議論していただく観点から非公開といたしますが、議事の要旨及び本研究会の資料はできる限り速やかに公表させていただきます。また、議事録については、その後、取りまとめ次第公表する予定です。なお、議事の要旨作成に際しては、速やかに公表する観点から、事務局の文責にて発言者を明示しない形で作成、公表とさせていただきますので御了承いただけますと幸いです。それでは、以後の議事につきましては座長にお願いしたいと存じます。神田座長、よろしくお願いいたします。

(2) 研究会の進め方について

○神田座長

神田と申します。昨年に引き続き、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。昨年も多くの皆様に御参加いただき、大変お世話になりました。御紹介があったとおり、法改正がスムーズに実現して、来年施行される状況です。昨年から議論があったとおり、サプライチェーン全体での、取引の適正化や商慣行の変更を目指して議論を進めたいと思います。今回、第2回目を迎えるこの研究会もこれらのテーマが重要なものになると思います。終盤になると難しい課題が残り、厳しいものになりますが、皆様の知恵を活かして良い議論をしていただければと存じます。

参加していただいた皆様が有意義だと思えるような進行を心懸けたいと思います。時間も限られていますので、会議の場での御発言をもちろんお願いしたいですが、それに加えてお気付きの点がありましたら事務局に別途メールなどで御連絡いただければと思います。早速始めたいのですが、まず事務局から研究会の進め方についての御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○中小企業庁 小高課長

公正取引委員会と共に事務局を務めさせていただきます。中小企業庁取引課長小高でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事次第の資料下部に配布資料がございます。資料1から2、そして、参考資料1から5まででございます。質問等ございましたらお申し付けください。

加えまして、資料1に関して、向井審議官からお話ありましたとおり、本研究会を再開するというところでございますが、資料1の1に開催の趣旨を書いております。(1)といたしまして、昨年12月に企業取引研究会報告書が公表され、その後、法律が国会に提出をされまして、5月16日は同法が成立。来年1月1日からは、施行されるという運びになっております。(2)といたしましては、法改正の内容といたしまして、価格協議に応じない、一方的な代金決定等についての禁止など、このような内容を盛り込んでいただいたところです。一方でサプライチェーン全体での適切な価格転嫁を進めていくという観点から、さらなる取組が必要だということでございます。本研究会では主に、(4)に記載しておりますサプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備、支払条件の適正化、物流に関する商慣行の問題に対するさらなる対応、知的財産ノウハウの適正化、このような「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応すること。そして、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として、開催させていただきたいという趣旨でございます。

次に、資料1の2の研究会の構成でございます。本研究会は別紙に掲げる有識者の皆様によって構成されます。2か月に1回程度を目途としまして、今後開催をまいります。また、議事の公開についてです。自由活発な意見交換を促進するために非公開といたしますが、先ほど柴山課長からありましたとおり、議事要旨を速やかに公開させていただきます。本研究会の庶務につきましては、公正取引委員会事務総局企業取引課及び中小企業庁取引課が行っています。

以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございます。研究会の進め方についての御説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。昨年と基本的には同じということでもあります。

それでは、次に進ませていただきます。

次は、事務局からの資料2に基づいて、昨年の研究会報告書の取りまとめ後の対応の状況・今後この研究会で御議論いただきたい事項・知財ワーキンググループの設置についての御説明をしていただきます。その上で、皆様方から御感想・御意見・御質問等をいただければと思います。

それでは、柴山課長よろしくお願いいたします。

(3) 事務局説明

○公正取引委員会 柴山課長

それでは、資料 2 に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。最初は、研究会の開催趣旨ということで、今まで御説明いたしましたので、省略させていただきます。

本日は、キックオフということで、1 点目が、下請法改正を含む昨年研究会の取りまとめ後の対応の御報告。2 点目が、研究会で御提言いただいた課題についての確認。そして 3 点目が、知的財産取引適正化ワーキンググループの設置について議題とさせていただいております。まず、研究会報告書取りまとめ後の対応についての御報告でございます。

下請法の改正法が成立しまして、主に以下の 6 つの項目に関する改正が行われました。昨年の研究会の議題と特に関連の強い改正項目として、3 点御紹介させていただきます。3 点目の一方的な代金決定の禁止につきましては、物価上昇局面において、コスト上昇分の価格転嫁が円滑にできない状況において、自主的な協議の場を確保することにより、フェアプレイが実現されるよう、取適法において新設された、という背景でございます。また、4 点目、手形等の禁止でございますが、従来、下請代金の支払手段として認められていた手形売買については、親事業者の資金繰りの負担を下請事業者に負わせるものとなっているということに鑑みまして、今後は手形払を認めないこととするという規定でございます。5 点目ですが、特定運送委託の追加につきましては、従来、適用対象外であった荷主が他の事業者に委託する運送につきまして、近年様々な問題が指摘されていることを踏まえまして、新たに規制対象に追加したものとなります。

取適法の施行に向けて、先日 7 月 16 日から下位法令のパブリックコメントを実施・開始しているところでございます。先ほど御説明しました一方的な代金決定の禁止につきましては、改正法の協議に応じないという文言につきまして、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含むといったような解釈を明示しているところでございます。それから、手形等の禁止につきましては、一括決済方式または電子記録債権を用いて支払をする場合において、支払期日までに代金に相当する金銭を得ることが困難であるものの使用は支払遅延に該当する旨などのその解釈を明示しております。また、特定運送委託の追加につきましては、規制対象取引として追加される特定運送委託の定義に係る解釈や想定違反事例を追加しているところでございます。

次のページ、下請振興法の関係は、小高課長からお願いします。

○中小企業庁 小高課長

下請振興法ですが、主な改正内容といたしましては、題名用語の改正については、下請法と同様でございます。多段階の事業者が連携した取組の支援ということで、振興計画を複数の段階の事業者が作っていただけるよう新たに改正しています。また、国・地方公共団体の責務規定を新たに設けさせていただきました。さらに現状では、指導・助言ができるわけですが、さらに主務大臣により具体的な措置を示して、行うことができる勧奨、こうした権限の強化も行っております。特定運送委託の追加については、下請法と同様でございます。そして、従業員基準の追加でございますが、振興法につきましては、従業員が一人でも多い場合が対象になるということでございます。また、振興基準につきましては、先般、中小企業政策審議会取引問題小委員会において、審議をいただきまして、現在、パブリックコメントの開始に向けて準備を進めております。今月中には、開始をしたいと考えております。

○公正取引委員会 柴山課長

下位法令等の整備のスケジュールということで、線表にしております。それぞれパブリッ

クコメントを行いまして、10 月には、最終版を公表したいと思っております。併せて夏のうちから、改正法の概要説明を地域ごと、あるいはその業界団体ごとに、行っていききたいと思っております。では、ここからが本題です。昨年の研究会報告書で御提言いただいた課題への更なる対応ということで、論点の一つ目でございますが、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備ということで、取適法におきまして、この図の赤枠の部分につきましては、協議に応じない一方的な代金決定を禁止する規定を新設したところでございまして、法的な手当が行われたところでございますが、他方で、昨年の研究会報告書でも、下請法の対象取引のみならず、サプライチェーン全体での円滑な価格転嫁を実現するため、下請法改正の趣旨を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を明確にし、より実効的な取組をすることを併せて検討する必要があるというふうに御提言いただいているところで、赤枠以外の部分でサプライチェーン全体での適切な価格転嫁環境整備のため、優越的地位の内容に係る考え方を整理する必要があると考えております。

2 つ目です。サプライチェーン全体での支払条件適正化というもので、こちらも赤枠の部分ですが、取適法におきまして、手形による代金支払の禁止に係る規定が新設されたわけございまして、赤枠の部分につきましては、約束手形の禁止ということが、支払期日 60 日以内ということが、手当をされているわけでございますが、他方で昨年の研究会の報告書でも、下請法が適用されない取引においても手形の廃止や支払サイトを短くしていく対策が必要であるといったような御提言をいただいております。サプライチェーン全体での支払条件の適正化を図るため、不当に長く支払サイトを設定するような行為につきましては、優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、実効的な取組を検討する必要があると考えております。

サプライチェーンの中で、取適法が適用される赤枠の部分とそれ以外の部分の割合、要するに、今回の研究会で議論する赤枠以外の部分の割合がどれぐらいなのかという点について、補足させていただきますと、昨年の取引研究会の資料でも示したとおり、取引ベースでの概算ではありますが、下請法の適用対象となる各業種における商取引のうち、下請法の対象取引は約 4 割といったデータが示されているところでございます。今回の法改正で従業員基準が導入されまして、対象取引が業種によって 4%から 12%新たに取適法の対象となることが想定されております。今後、今回の研究会におきましては、サプライチェーン全体における取引の適正化の実現のために残された約半数の取引についても実効的な取組を検討して参りたいと存じております。

論点の 3 つ目ですが、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応ということでございます。取適法におきまして、運送委託の適用対象取引への追加という規定が新設されましたので、図で言うと、(2)発荷主と委託運送事業者、(3)のところの取引につきましては、法的な手当が行われたところでございます。他方、(5)の着荷主と実運送事業者の間の取引については、そのような手当がなされていないという状況でございます。昨年の研究会報告書でも、着荷主との関係、着荷主と下請事業者との間における荷待ちや契約にない不利益を強いられる問題についても問題提起をいただいておりますので、この論点についても今後、委員の皆様方の御知見をいただきながら、検討していきたいと思っております。

最後に、議題の 3 つ目です。知的財産取引適正化ワーキンググループの設置でございます。こちらも昨年の研究会で御指摘いただきました。知的財産・ノウハウに関する課題につきましては、本研究会の下に、別途、知的財産取引適正化ワーキンググループというものを設置いたしまして、専門的な御議論をいただくことを考えております。そのため、今回の研究会におきまして、知的財産取引適正化ワーキンググループの設置の御承認をいただきたいと思いますと考えております。右下のところですが、昨年の研究会の報告書におきまして、具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要があるということ、それから今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、その調査結果を踏まえ独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要であるといった御提言をいただいているところです。また、政府全体の方針である骨太の方針などにおきまして、そうした中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行って、独占禁止法上の指針を策定すると

いったことが記載されておりまして、こうしたことを踏まえて、本研究会のもとにワーキンググループを設置して知的財産の取引適正化についての議論を実施していきたいと考えております。以上が本日の議題となります。

○神田座長

ありがとうございました。今日は初回でありますので、御説明いただきましたところについて、皆様から是非御意見をいただければと思いますが、具体的には論点が1・2・3とあって、4つ目の知財については、別途ワーキンググループで御議論いただいた結果を報告いただくというのは、現時点で事務局の方で考えている提案ということになります。今日は、そういう意味で初回でもございますので、対面、オンラインで御参加の方であれば全員に、御発言いただければありがたいと思いますので順番に御指名をさせていただきたいと思いますが、その前に、もし質問があれば、質問だけは先にお受けしたいと思いますが、何か分かりにくかった点や確認すべき点がおありでしたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員

論点2のところでも口頭で御説明いただいた、丸で囲った部分。それから新しく取適法該当取引となった部分で約半分とありますが、取引の何をベースにされているのか、例えば、額なのか件数なのかによって、全然意味が違ってきそうなので、どちらなのかを明確にさせていただきたいなと思い質問しました。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。額ではなく、取引の件数になります。

○鈴木委員

そうすると、図に書いてある取引のうち、赤枠の左側も右側もそれ相応の数があると考えていいということですね。分かりました。ありがとうございます。

○神田座長

はい、ありがとうございます。ほかに御質問はございますでしょうか。後で御意見の中で御質問いただいても結構です。よろしいでしょうか。申し訳ないのですが、全員の方に御発言いただくと、一人3分程度以内で御発言だとありがたいですが、余り気にせずに御発言いただければと思います。

それではまず対面で御参加の皆様方から御質問や御意見がありましたら御発言いただきたいと思います。なお、本日はマイクを回しお持ちいたしますので、そのマイクを使って御発言いただければと思います。それではまず及川委員、御発言あればよろしくお願いいたします。

(4) 自由討議

○及川委員

及川でございます。御説明ありがとうございました。5ページ目を取適法施行に向けた準備状況を御説明いただきましてありがとうございます。特に、運用基準の従業員の解釈は、今後、中小企業がこれを使っていく上で大変役立つものだと思いますので、動向について、興味深く拝見をさせていただいたところです。その中で、製造委託のところで、物品について、動産に不動産を含まないということを今後、有体物にするということにされていますが、これは不動産ということで動かせるものに限らないので、有体物にするという理解でよろしいのか。教えていただきたいのが一点です。

もう一つは、振興法についても重要だと思っております、御指摘のとおり、サプライチェーンの深いところに対する強い要望・懸念など、まだまだできてないという声が来ていますので、振興法についても期待を持っているところでございます。6 ページに、これから 7 月末の意見公募開始ということですが、この中で特に地方公共団体が、とても意欲的に取り組んでいるところがあり、責務規定の新設というのを進めていただきたいと思います。あわせて、多段階の事業者が連携した取組の推進など、リンクをして、それぞれではなくて、全体として地域や地方公共団体に推進をしていただきたいと思います。最後に、知財ですが、是非ワーキングで検討開始を早めにしていただきたいと思います。その中の議論としまして、新しいネット関連のビジネスや、日本が今、優れていると言われるコンテンツビジネスの創出に資するような、新たなネットビジネスの発展に資するような議論を展開していただきたいと思います。優越的地位の濫用ということになりますと、プラットフォームの問題もあると思いますので、そういったところの議論を期待したいと思っております。以上でございます。

○神田座長

はい、ありがとうございました。

御質問があったかと思いますが、1 点目は柴山さんお願いします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。物品のところの改正につきましては、趣旨といたしましては、例えば、建売事業者が建物を構成する資材や部材の製造を委託する取引がこの取適法の対象となるかどうか、必ずしも明確ではなかったということで、当該取引が製造委託に該当して取適法の対象となるという解釈を明確化するために、改正するものでございます。

○及川委員

ありがとうございます。

○中小企業庁 小高課長

はい。振興法についてありがとうございます。地方公共団体の責務規定の追加と多段階のサプライチェーンが全体として、リンクしてということでございました。もちろん御指摘のとおり、大事だと思っています。今、部長の方から申し上げたような価格交渉促進月間を進めているのですが、実際に中身を見てみますと、それなりにエリアごとに、実情が違っているのが、次第に明らかになりつつありますので、我々は地方の支部局もございますので、そういったところ、あるいは都道府県、総務省、こういったところと連携しながら、地域でも取組が進むように、全体として、進めてまいりたいと考えております。

○神田座長

はい、ありがとうございました。それでは、続きまして加藤委員どうぞお願いいたします。

○加藤委員

はい、日本商工会議所の加藤です。事務局におかれましては、これまでの諸対応、誠にありがとうございました。

まず、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備についてです。サプライチェーンの取引階層が深まるほど、価格転嫁の状況が芳しくないというお話がございました。

もともと利幅の薄い中小企業が価格転嫁の恩恵を受けられず、結果自らも価格転嫁に応じることができない、といった構図があると思われます。各地の商工会議所に寄せられた事業所の声の中で、今から申し上げるものがありました。

ある自動車メーカーの取組で、協力業者にパートナーシップ構築宣言の宣言文と共に、価

格転嫁を柔軟に検討するので相談してほしい、という趣旨の通知を送っているということです。まずはサプライチェーンのトップにいる企業が、こうした姿勢を協力会社に対して示すということが重要だと思います。禁止事項だけでなく、ガイドライン等にはこうした有効な事例も御記載していただければと思います。深い階層における価格転嫁の目詰まりを解きほぐすため、何が必要なのか議論できればと思います。

次に、サプライチェーン全体での支払条件の適正化についてです。事業者の皆様が安心して支払条件の短縮に取り組める環境整備を行った上で、世の中全体に、60 日以内に満額売上代金を受領できる、もしくは支払うということが当たり前だ、という商慣行を定着させるためにどうすべきなのか議論できればと思います。

せっかく支払サイトが短縮されても、支払サイトの起算日が遅くなると意味がありません。業種業態で事情が異なるかもしれませんが、起算日についての考え方についても認識の共有が必要だと思います。

次に、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応についてです。物流の様々な商慣行は着荷主に起因するケースも多いかと考えます。着荷主における一方的な納品日時、場所の変更や、契約にない無償の荷役等、運送事業者が不当に不利益を被る取引は是正すべきです。運送事業者間における下請いじめも、もしかしたら少なからずあるかもしれません。荷主や元請運送事業者が担う責務や、標準的な運賃等について広く周知を図るとともに、実効性を担保するための施策を検討すべきだと考えます。

最後に、知的財産取引適正化ワーキンググループの設置についてです。知的財産取引適正化ワーキンググループが設置され、実態調査や指針作成が進むことをとても心強く感じます。是非知財の取引適正化を実現できる指針が策定され、運用されることを望んでいます。以上です。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、加毛先生お願いします。

○加毛委員

東京大学の加毛と申します。今年度の研究会からお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。民法という法律を専攻しております関係から、論点 2 と論点 3 について、一言ずつ申し上げたいと思います。

まず、論点 2 について、大学の民法の授業では債権譲渡について教えるのですが、債権譲渡がなぜ必要になるのかといえば、支払サイトが長い債権が実務上相当数存在し、手元の資産の流動性を確保するために、債権譲渡により資金調達しなければならないからであるわけです。この点で、長い支払サイトを無くしていくことは、債権譲渡という法制度の在り方にも深く関わり、その在り方の転換をもたらす可能性もあるように思われます。他方、この研究会においても議論の前提とされていると思いますが、支払サイトが短くなることが、取引における価格設定に影響を及ぼす可能性があります。この点について、十分に留意した議論をする必要があるだろうと思います。

次に、論点 3 についてですが、14 ページの図にあるとおり、契約関係は発荷主と（委託）運送事業者の間にあり、（受託）運送事業者と着荷主との間には契約関係が存在しないものの、着荷主に対して契約の効力を及ぼしていく必要があるのではないかという問題は、民商法分野ではかねてから議論されてきたところであると思います。判例においても、一定の場合に、発荷主と運送事業者間の契約の条項が着荷主に対しても効力を及ぼすことが認められています。その際に重視されるのが、着荷主・発荷主の関係がいかなるものであるのかです。この点は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制とは異なる法的論点であるわけですが、前提となる発想には共通するところもあるように思われます。この研究会の審議において、更に考えていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それではお隣の鈴木さんどうぞお願いいたします。

○鈴木委員

今回の論点1から3も、そのとおり進めていただければと思っております。基本は、同じルールの下で上から下までやる。要するに、元々、取適法は、中小企業を守る法律であって、強い権利を持った人たちがそれを過大に使った時に問題になるというところを押さえれば、後は上から下まで同じルールの下で動く、同じ紙の契約書で動くということを徹底すれば、何の問題も無いことなのです。だから、ここだけ取り上げるということではなく、先ほどもお伺いしましたが、全ての取引が当たり前のような標準的な取引で行われるということを、是非とも徹底していくように、法律的にもそれを管理していくようにと思います。

それから、論点3に関して加毛先生からご指摘があったように、これはローカルの非常に限られた中小の取引では、難しいのかもしれませんが、グローバルな取引を行うと、(1)で全て規定されていますから、これに違反することを着荷主は(5)に対して、言えないのです。だから、そのような枠組みについては、何が仕組みを阻むのか、実世界では何が行われているのかということを明確にして、それはこういうふうにしたらという考えでやっていけるといいのではないかと思います。私からは以上です。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それではお隣の多田先生どうぞ。

○多田委員

多田でございます。まず、論点に入る前に、昨年12月に委員会が終わってからの下請法をめぐる状況についての感想となり恐縮です。冒頭、向井審議官からの御挨拶にもありましたが、報告書の公表を受けて、世の中の下請法をめぐる動きをよく見てみますと、実際に適用が活発化しているように思います。価格転嫁、あるいは金型の無償化の問題も含めて、報告書の報告が業者さんのマインドを大きく変えたのではないかと考えております。取適法の施行は来年1月1日ですが、既に現段階で、業者さんの自主的な取組についても、参考資料5にあるように、大きく変わりつつあるように思います。そうであるとすれば、今般の議論、更にはそれに基づいた対応というのは、こうした動きを後押しするものになるものと考えております。

論点1と論点2には、共通しているところがありますが、今回の研究会は優越的地位の濫用の在り方の検討が大きな論点となっています。「優越」の考え方を整理していく際には、取適法と平仄を合わせることになるかと思います。その際に大事なこととして、下請法が元になっている取適法は、割と身軽にと言いますか、迅速に適用することができます。他方、「優越」は、不公正な取引方法の一類型として、手続が重いということがあるため、どのようにすれば施行面での格差を無くせるか、という辺りについても検討が必要ではないかと考えております。

次に論点3の物流については、国土交通省等でやっておられますが、やはり省庁横断的な対応が大事だということを感じております。実態に問題があれば、具体的な指導を行うことになると思いますので、この辺りについても検討が必要ではないかと思っております。

最後に知財関係の論点について、16ページ右下に実効性のある取組とありますが、具体的な文章を作ったところで、実際に適用されなければ、絵に描いた餅となってしまいます。先ほどの「優越」の論点と関連しますが、具体的な規定の整備と合わせて施行面、手続についても目配りができればと思っております。以上です。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。では、仁平委員どうぞ。

○仁平委員

はい、引き続きよろしくお願いいたします。

本研究会での取りまとめを受けて速やかに国会に法案を提出していただいて、成立したことが良かったと思っております。特に、来年の賃上げの効果ということも考慮し、施行日を国会審議の中で修正いただいたことも非常に良かったと思っております。7 ページに、施行に向けたスケジュールがございしますが、周知徹底というのはやはり大事だなと思っております。地域の中小企業まで届かなければ、せっかく法律は作ったけど、効果が上がらないということになるのではないかと。全国各地では説明会、業界団体なども通じた広報活動など、是非しっかり行っていただきたいと思っておりますし、我々組合も企業への働きかけなど取り組んでまいりたいと思います。

今年の春闘でも、取引の適正化と賃上げを車の両輪で取り組んでいくことを連合の方針として、掲げさせていただきました。その結果、価格転嫁できたところの方が賃上げ率も高いという結果も出ているところでございます。しかし、まだまだ道半ばというのが、連合の総括でございします。現場の組合からは、依然として、短納期発注や発注量が現実では削減されたにもかかわらず、価格が据え置かれたまま、あるいは、転注をほのめかされて、値上げの交渉を断念せざるを得なかったなどの声を引き続き聞いているところでございます。本日の資料で出ておりますが、定期的な実態調査の結果、しっかりと見ながら、今回の取適法、そして、既にある労務費の価格転嫁指針などを踏まえて、取引適正化の実現の取組を是非、更に強化いただきたいと思っております。

それと冒頭の御挨拶と他の委員の先生方の御意見もございましたが、まさに取適法の範囲に含まれない取引も含めて、商慣行の改善を進めていかないと社会全体の取引の適正化というのは浸透しないと思っています。紙の約束手形の廃止についても、サプライチェーンの川上から順番に全体で進めていく必要があるのではないかと考えています。今回の法改正が第一歩とすれば、次の一步は、今回の議論も含めて、どの取引先とも適正取引をしていくのだということをサプライチェーン全体に広げていくことが課題なのだろうと思っております。

今回も現場の目線から議論に参加させていただきたいと思っておりますので、是非ともよろしくお願いいたします。

○神田座長

はい。どうもありがとうございました。では、若林先生、どうぞ。

○若林委員

ありがとうございます。駒澤大学の若林と申します。よろしくお願いいたします。

昨年から今年にかけて、このような会議に参加させていただいて、様々な業界の状況などをお聞きする機会もございました。その中で、いかに古い慣行が残っていて、価格転嫁であるとか、あるいは海外だと普通こういうことはないというような慣行が残っているということをつくづく感じた次第です。その中で、改正法が成立して、そして、かなり改正法について教えてと聞かれる機会もあり、一定程度、特に大規模な委託側の事業者には、意識が広がっているかなと思いますが、受託側、中小の事業者には、まだまだかなという印象を持っております。したがって、そちらへの広報が重要かなと思っております。

論点については、いろいろあるのですが、論点3の物流に関しては、こちらも多分動きがあるかなと思っております。物流効率化法の改正が4月から施行ということですし、6月に議員立法で貨物自動車運送事業法改正法が成立していて、14 ページの青で囲まれたところの状況に直接影響するようなものもあるかなと思っておりますので、もちろんそれぞれの法律は異なる目的ですから、ここでの議論に直結するわけではないかとは思いますが、前提となる状況を知るといえる意味では、ここの議論の前に、少し簡潔に法改正の状況とかお聞き

できればいいかと思っております。以上です。

○神田座長

はい、どうもありがとうございます。では渡辺先生お願いいたします。

○渡辺委員

渡辺です。よろしくお願いいたします。私は、マクロ経済学の専門家なのですが、前は勉強しながら、話を聞きながらいろいろな発言させていただいております。最初ですので、大事なかなと思っている話をさせていただければと思います。10 ページのところ、論点1ということで、サプライチェーン全体での価格転嫁、前回の研究会でも議論した話かと思いますが、今、非常に上手な絵を描いていただいたので、こちらの絵が便利かと思うのですが、例えば、ここの区別が今後の議論では大事なかなと思っていることを申し上げたいと思います。

例えば、単純なケースとして、資本金 2000 万円の企業と 5000 万円の企業が、それぞれ海外から原油を買っており、それが主なコストであり、その変動がすごく大きいような状況だとします。そうすると、2000 万の企業も買ってきたもののコストが上がった時に転嫁ができるかという問題がありますし、それから 5000 万の企業もものを買ってきているわけですが、その時のコストの変化に応じて、レイヤーのもう一つ上のところに転嫁ができるかという問題がそれぞれ発生します。その場合は、実はサプライチェーンと言いながらも、全然、ネットワーク性というものは無いわけでありまして、一個上のレイヤーに対して、転嫁ができるかというのが唯一の問題です。その場合、ある意味単純でして、今回の取適法がうまくワークすれば、赤枠になったところのペア、5000 万の企業と 3 億の企業とのペアは上手に転嫁が進みます。しかし、2000 万の企業と 5000 万の企業の間は、法律の適用外なので、転嫁が進まないです。

今度は、そこも転嫁ができるようにしましょうと、このようにパッチワーク的に進んでいるところですので、それをどんどん領域を拡大していけばいいという単純な話に落ち着くのかなと、なかなか法律的にも、行政的にもうるわしいケースなのかなと思います。

ただ、これは多分、今回の議論の本質ではないのだと思います。今回の議論の本質は、例えば、資本金 2000 万の 1 番下流の企業のところが、非常に大事なレアアースを買っていて、そのコストの変動が、最も大きな製造原価の変動である場合に、2000 万の企業が、そのレアアースのコストの変化を 5000 万の企業に転嫁できるかどうか、また、仮に転嫁できたとして、今度は 5000 万の企業が、2000 万の企業からの値上げの影響を、3 億の企業に転嫁できるかという点です。要は、玉突き的に起きてくるというのが、もう一つのパターンなわけです。

コストの変動の源泉がどこにあるのか、によって、全然話が違ってくるわけです。おそらく後者の話が、今回の議論の中では大事だと思っていて、5000 万の企業と 3 億の企業のところは非常に上手に転嫁ができるように法律上、既になっているわけですが、必ずしも前進とも言えないとも思えるわけです。3 億の企業と 10 億の企業のところでは転嫁ができないというのが現状だと思いますので、そうだとすると 5000 万の企業も、3 億の企業に転嫁する時に、3 億の企業が転嫁できないということを踏まえなければいけませんから、そうすると、既に取適法の対象になっているからと言って、5000 万の企業も 3 億の企業に対して、強気でガンガン押し切れるかと言われると、それができない。こういう話が出てくるわけです。

だとしたら、取適法で一部でもいいから、向上させることができたことが、全体を改善させるかというのは、単純な話ではないということになるわけです。それは、もしかしたら、もっと取適法の対象以外のところについてももしっかりやるべきだという議論の後押しになるのかもしれませんが、やや批判めいた言い方をすると、取適法で一部だけできるようにしたことは、意味があるのか、こういう批判を浴びる原因には、なり得るのかなと思います。

二つ目のストーリーというのは、こういう文脈で言うと、いわゆるネットワークの文脈なわけですが、一般的にいろいろな川の流れでも何でもいいですが、そういうネットワークと

いうものを考えるときに、非常に大事なポイントというのは、やはり弱いところが、あるわけで、そうすると、その弱い部分というのが全体を支配してしまうことが起きがちであります。例えば、地震もそうですが、何かが伝播するような時に、その伝播の主体がいるわけですが、その主体が弱いところが目詰まりみたいなことを起こして、それが全体のシステムの変動を大きく規定してしまうというのが一般的なこととして言われているわけです。そうすると、転嫁できないところが一箇所でもあると、そのことはシステム全体を支配してしまうということがあり得るのだと思いますので、それは先ほどの繰り返しになりますが、今回の新しい議論の必要性をサポートするのかなと思います。

それから、あともう一つだけ、先ほどのデータをお見せいただいて、下流のところから上流のところまで転嫁の度合いで、下流のところ転嫁が少ないというお話だったのですが、さっきの私の二番目のストーリーで考えると、むしろ源流に近いところの方が、転嫁が活発になるべきなのではないか。他の事情を一定にしているので、どの企業の規模も揃っているとしたら、下流ほど転嫁がしやすいのではないかと、上流に行くほど滞るのではないかと。実際、結果は違っているわけですので、そこはもう少し深いことを考えて、なぜそうなっているのかっていうことを、何万社かのデータをお持ちになっていると思いますので、そこを突き止める価値があるのかと思います。

すみません。やや面倒な話で申し訳ないですが、二つのコストの源泉の話が非常に大事かと思います。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは、隣の渡邊社長お願いいたします。

○渡邊委員

はい。富士電子工業の渡邊です。前回に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。この研究会のメンバーとしては、海内工業の海内さんとともに、実際に中小企業の経営者として参加している唯一のメンバーなので、論点のところへの話はもちろんですが、こういった話もありますよという生の声を伝えさせていただく立場だと認識しております。今回の論点に関しましては、先ほど鈴木さんがおっしゃったみたいに、全てにおいて、ルール化されれば、本当に何も問題がないのだと思うのですが、ちょうど先日、日本自動車部品工業会と、経済産業省との懇談会みたいなものが行われ、日本金属熱処理工業会の会長の立場で出席したのですが、その中でもやはり全体のサプライチェーンの中で、例えば、先ほど渡邊先生から御説明あったように、資本金 100 億円の企業と 10 億円の企業の関係のところ、私たちは現金でもらえていないので、取適法対象になっていても、我慢してほしいというようなことが実際には行われているといったような話がありました。それから、本当にもっともな話なのですが、手形を全部無くしていこうという目標が出ています。私どもの会社は資本金が 8000 万円です。そして、うちの協力企業でも、例えば、当社と同規模の会社であり、取適法の対象にならない会社からは、90 日の手形、120 日の手形をいまだに貰っています。そういうところで、少しずつでもサイトを短くしていく努力がまだまだできていないところは、多分全体として手形を無しにしていこうと言っても、現実的な話としてお金が回らないという話をよく聞いています。当社もずいぶん前に全ての支払を現金化したので、逆に当社が負担を負っているような、そういうことも中小企業でありながら現実的には起きています。難しいところではあると思うのですが、手形を無くしていく方向のために、本当に困っているところに関しては、貸付けをどうしていくとか、そういったところの救済策を用意しながらでないとならば、全体としてのサプライチェーンの改正は難しい。正しい方向だと思いますので、是非その方向になっていくために御支援いただいたらいいのかなと感じております。

また懇談会の中でも出ていたのですが、海外の取引先との比較においては、例えば、労務費の転嫁ができていないとか、日系企業であっても、日系の海外工場は、全く相談に乗ってもらえないとか、そういった話も結構出ています。この辺のところは、この論点にないところ

るのですが、全体として取引を適正化していこうということになると、私たちも実際に海外メーカーさんとか、海外加工業者さんと戦っています。この規模の会社であったとしても、そのような企業の知財もそうなのですが、例えば、こういう取適法の対象にならないから、抜け道として用意されているとかいろいろな話がやはりございます。やはり法律をつくると、どうしても逃げ道を考える人たちが出てくるので、広い範囲になってしまうのですが、是非せつかくここからまた始まったところなので、御審議いただいたらと思っております。以上です。ありがとうございます。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。以上で対面にて御参加の皆様方から、一言ずついただきましたので、次は、オンラインの方で御参加の皆様方から一言いただければと存じます。あいうえお順で恐縮ですが、まず海内委員、お願いいたします。

○海内委員

ありがとうございます。昨年度に引き続き、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。今、渡邊委員の方から話がありまして、改めまして、弊社、横浜で 20 名規模の精密板金加工をしております、下請の対象に非常になり得るポジションですので、引き続き渡邊委員と同様に、生の声を届けるという役目があるなと思っております、よろしくお願いいたします。

一言申し上げますと、昨年度からも価格転嫁の話の中で、今年度、非常に論点漏れしているなということがあるので、改めて申し上げますのは労務費の転嫁の件です。材料費やエネルギー費用というところは弊社も昨年度も申し上げておりますけど、だいたい 6 割方転嫁できて、その他 4 割は転嫁できなかったというのが、肌感であります、正直労務費の転嫁においては、昨年度ほぼ弊社ゼロという状況になっております。この話合いは、最終帰結は、全体としての賃上げということで、石破政権においては、2020 年代中に、岸田政権より早まって最低賃金 1500 円というのを達成するというのを再度掲げておりますので、労務費の転嫁というところを非常に全体としても声を上げていくと同時に、最低賃金がどんどん上がっていきますので、最低賃金の上昇とともに、それを決め事にして、全体を上げていくとか、逆に言うと、こっちからルール設定していくぐらいにしなければ、非常にそれに追随していくのは厳しい状況に置かれておりますので、価格転嫁しているみたいな気運はいいのですが、労務費はまだ転嫁しきれていないのが、弊社並びに、加工業にはあると思いますので、是非研究会でも、トピックの一つ、昨年度からの継続ということで、どのようにしたら労務費を上げていけるのかということも、是非議論していきたいとよろしくお願いします。以上です。

○神田座長

はい。どうもありがとうございました。それでは続きまして、魚住委員いかがでしょうか。

○魚住委員

経団連の魚住と申します。今回より参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

経団連といたしまして、これまでの政府の取引適正化への取組を高く評価をしております。内閣官房と公正取引委員会による労務費転嫁指針の策定や、中小企業庁によるパートナーシップ構築宣言の推進などにより事業者の間で取引適正化への意識が進むとともに、本年 5 月に取適法が成立したことで、法整備も着実に進展していると認識しております。また、6 月に閣議決定されました骨太方針 2025 及び新しい資本主義の実行計画においても、賃上げを起点とした成長型経済への実現に向けて、価格転嫁や取引適正化の推進に向けた施策が多数盛り込まれました。特に取適法の執行体制を強化していく方針が示された点を歓迎しております。経団連といたしましても、政府と連携しながら、引き続き取引適正化の推進に取り組

んでまいりたいと考えております。本日御説明いただいた資料について、3 点申し上げさせていただきます。

1 点目が、資料 12 ページのサプライチェーン全体での支払状況の適正化、支払サイトの短縮化等についてです。取適法では、対象となる取引について、支払期日を 60 日以内とすることに加え、支払手段として約束手形が禁止されたことを評価しております。今後は手形やファクタリングといった支払手段に着目することに加えまして、支払に至るまでの各プロセスの簡素化や電子化を進めることで、迅速な支払につながる可能性が高くなると考えております。特に、取引が多重構造となっている場合、支払金額の確定が遅れることで、実際の支払が早くできない、もしくは期限間際となってしまうということも、企業から意見が出されております。こうした点を踏まえまして、支払手段のみならず支払に至るプロセス全体を対象に検討することで、委託事業者及び中小受託事業者の双方にとって、取引適正化の実現に寄与することを期待しております。

2 点目は、資料 14 ページの物流に関する商習慣の問題に対する更なる対応についてです。物流をめぐる諸課題は、発荷主・着荷主・運送事業者といった主体が複雑に影響し合い、サプライチェーン全体で連鎖しております。また、貨物や業界ごとに物流の特性が大きく異なっており、長時間の荷待ちや契約にない付帯作業等の問題について、原因を究明いただいて、対策を講じていくに当たっては、こうした貨物や業界ごとの物流の特性、現場の実態を十分に把握した上での検討が求められます。ただ、着荷主を含む荷主事業者に対しては、既にトラック物流 G メンによる指導や改正、物流効率化法による措置も講じられております。したがって、独占禁止法の優越的地位の濫用規制による対応を検討する際には、事業者にとって二重・三重の規制とならないように、既存の法律や施策の状況を踏まえた検討が必要と考えております。

最後に 3 点目は、資料 16 ページの知的財産取引適正化ワーキンググループの設置についてです。事業者間の知的財産やノウハウの不当な扱いについては、侵害の実態を正確に把握した上で、適切に対応すべきであると考えております。他方、知的財産に係る取引の適正化に向けては、中小企業による知財管理体制の確立や強化も必要でございます。このため、中小企業によるキャパシティビルディングを行うことも重要であると考えております。同ワーキンググループには、現場の実態を踏まえた丁寧な議論を期待したいと思っております。経団連といたしましても、オブザーバーとしてワーキンググループに参加させていただきますので、必要に応じて意見を発信してまいります。私からは以上でございます。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、岡室先生いかがでしょうか。お願いいたします。

○岡室委員

はい、岡室です。前回に引き続き、今回も参加させていただきます。私は、この研究会の中で、おそらく、もしかしたら唯一、ミクロ経済学の立場を代表して参加していると認識しております。私の立場は、基本的に前回と変わらないのですが、基本的にはこういった取引の適正化を通じて、各層で十分なイノベーションが起きるようにして、今後ますます日本の産業の活性化に資するということを目指す立場であります。そういった点から考えますと、特に今回論点になっている、サプライチェーン全体の取引の適正化というのは非常に重要な問題であります。特に、動態的に考えますと、今ちょうど図で示されたように、今回の下請法の改正で対象になったところだけ、取適法が適用されるということです。その外側の部分で、何がどれだけできるかということ。例えば、完成品メーカーが生産量を決めて、その需要が一次下請、更に二次下請に降りてくるとします。その中で例えば、一次下請、あるいは二次下請でもいいのですが、こういうところでイノベーションができない、あるいはイノベーションの成果を十分に、取引価格などに反映できないとなりますと、長期的にはそういう

ところから企業が退出する、あるいは非常に効率的でイノベーティブな企業がそういう取引関係、サプライチェーンに入っていないことになりますので、動態的に見ても、サプライチェーンの各層で、取適法が適用され、適正な価格交渉と価格転嫁がされることが非常に重要になってくるという立場から、今後も発言と提案を進めていきたいと考えています。

その点からしますと、先ほどいろいろ議論していますように、やはり、川上の方で、この場合、完成品メーカーから需要が発生していますので、このところがまず動いて、変わっていかないと、この赤字で囲まれたところが、両方挟み込まれて、十分な価格転嫁、あるいは取引適正化に対応できなくなりますので、より川上の完成品メーカーから、きちんと対応していくことになると思うのですが、先ほど渡辺委員がおっしゃったように、非常に難しいのは、川下です。つまり、ここで言うと、その末端という三次下請になるようなところは、我々から見ても実態が見えていないし、おそらくは完成品メーカーや更に言うと一次下請メーカーからもよく見えていないと思いますので、まずここで何が起きているかということをしきりと調査した上で、適切に対応していくことになるかと思われます。そういうことで今後も、そういったミクロ経済学の立場を応用して取引適正化に対する提言や議論ができればと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、郷野委員、お願いいたします。

○郷野委員

はい、全国消費者団体連絡会の郷野と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。事務局からの御説明並びに論点整理、どうもありがとうございました。

今後の議論の進め方及び知的財産取引適正化ワーキングの設置につきましては、異論はございません。専門の委員の皆様の御議論から、学んでいきたいと思っております。その上で、取引が適正に行われることは、消費者にとっても良いことであると考えています。不透明な取引や商慣習を見直し、消費者からも信頼される企業または企業風土の構築を目指してほしいと思っております。この研究会を通して、消費者としても知見を深めたいと考えておりますが、企業取引及び価格転嫁の先には消費者がいるということを忘れないでいただきたい、消費者の不利益につながらないよう議論を進めていただきたいと思っております。以上です、どうぞよろしくお願いいたします。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、高岡先生どうぞお願いいたします。

○高岡委員

はい、ありがとうございます。立教大学の高岡でございます。今回も議論に加えていただき、大変ありがたく思っています。先ほどの岡室先生のお話と少しかぶる点がありますが、私も専門がサプライチェーンですので、今回、その論点が強調されている資料を事前に拝見していろいろと考えさせていただきました。実はサプライチェーン全体で上がった利益をどう分配するかというのは、昔からある研究テーマです。サプライチェーン上ではブランドを持っている企業が強い、発注する側の企業が強い、あるいは依存度が高い企業は弱いであるとか、いろいろな要素を踏まえた上で、なぜ利益が適正に分配されないのかという問題は、かなり古くから説かれている問題でした。しかし、その上で採られてきた個別の取引上の施策では問題は解決せず、私は机上の理論であるとずっと考えてきました。実際は利益の分配が現在不適切だから、それを適切に配分しましょうと言っても難しい場合が多く、そうすると、今回の研究会が取り扱っているように、まず、少なくともコスト分はちゃんと転嫁

できる、主張できる。そこはやはり、最低限成し遂げなければいけないところなのではないかというふうに感じています。その上で本来であれば、そのコスト転嫁が十分できた上で、サプライチェーン上に、仮に5つの事業者がいたとして、あまりにも利益率が異なっている場合にもっと適正化できる部分があるのかもしれない、もちろん特殊な技術を持っているとか、自らリスクを負ってブランドを作っているとか、そういうところが大きな利益率を獲得するというのは、別に不公平ではないと思うのですが、本当にそれのみに起因しているのかという点は、今回、コスト転嫁の状況を調べる中で、調べられるのではないかなと考えております。よろしくお願いいたします。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、滝澤先生どうぞお願いいたします。

○滝澤委員

はい、ありがとうございます。東京大学の滝澤と申します。経済法を専攻しております。前回の企業取引研究会から引き続いて参加させていただきます。既にほかの委員からもお話ありましたように、前回の企業取引委員会の成果が立法という形で実を結び、施行に向けて準備が進んでいることを、まず喜ばしく思っております。その上で、今回の研究会で取り上げる論点について、他の委員の御発言と重なりますけれども、2点コメントさせていただければと思います。

第一に、論点2につきまして、サプライチェーン全体で取引適正化を進めていくというのは、望ましい方向性だと思います。この図を見て一目瞭然だと思いますが、中小受託取引適正化法の適用範囲は非常に限られます。したがって、中小受託取引適正化法の対象となる一部のみの規制の負担を担うという形で、全体から見てゆがみが生じないようにするというのが、重要な点であろうかと思えます。他方で、他の委員の先生方からも御指摘がありましたとおり、優越的地位濫用規制は執行が重いという難点を指摘できます。それから、サプライチェーン全体において完全に価格転嫁を進めていきますと、消費者が最終的には全部負担することにもなりかねず、それが妥当なのかという疑問もあります。その点で、どのように転嫁を進めるのが適正なラインなのか、やはりプロセスを重視すべきなのか、といった難しい問題があると感じております。

第二に、これは先ほど若林先生などが御指摘になった点と同じですが、論点3につきましては、国交省さんもかなり取り組まれていると認識していますので、面的執行の強化といいますか、省庁間の連携なども視野に入れて、この問題への対応を検討していく必要があるのではないかと思います。

今回もお世話になりますが、勉強しながら、他の委員の皆様と考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、中島委員どうぞお願いいたします。

○中島委員

はい、関西経済連合会の中島です。昨年度に引き続きまして、今年度もよろしくお願いいたします。私からは3点意見を申し上げたいと思います。

まず1点目は、価格転嫁の実現に向けた社会の意識改革についてです。今回の取適法により、発注側に価格転嫁の協議の実施が義務付けされるなど、価格転嫁の仕組みの整備は進んでいきました。しかしながら、価格転嫁の実効性を高めるには、最終消費者やメディアを含め適正な値上げを前向きに受け入れる意識が社会全体に必要です。原材料費や人件費の上昇

を適切に価格に反映できなければ、どこかに無理が生じ、持続的な賃上げや投資も困難になると思います。現在、政府も「新しい資本主義」の下で「成長と分配の好循環」を掲げておりますが、その実現には、企業が取引先や従業員を含むステークホルダーに利益を還元できるよう、短期的な株主利益に偏らない経営を支える制度作りが重要であり、会社法改正に関しては、株主提案権の見直しなども議論されております。価格転嫁の議論は、取適法の枠を超えて、企業制度全体と一体的に考えていくべきだと考えております。

その上で2点目が、柔軟な法運用についてです。今回の法改正では、制度の実効性確保に向けた強化が図られましたが、一方で現場での取引には多様な実態がございます。適正な価格転嫁を促進するという本来の目的に照らし、自由な競争原理と自律的な経営判断が損なわれないよう、柔軟な法運用が引き続き必要です。企業は単に法的義務を履行するだけではなく、自主的なパートナーシップ構築や価格交渉の実践を通じて、取引適正化を進めており、こうした取り組みを正当に評価・後押しする制度運用が重要と考えております。

3点目は中小企業との協力体制の強化についてです。今回の取適法を契機に、国内での取引環境の整備は前進しておりますが、先ほどから何度か指摘されておりますとおり、サプライチェーンの上位に外国企業や超大手企業が存在する場合、国内企業だけでは価格転嫁の限界があるという現実もございます。公正取引委員会などによる上位層への監視・是正の強化も重要と考えます。また、価格交渉にとどまらず、中小企業と共に価値を創出する協業型の支援制度やインセンティブの導入を通じて、受注側の単なる保護ではなく、発注側と受注側との「共存共栄」を実現する視点が求められると考えております。私からは以上でございます。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、原先生どうぞお願いいたします。

○原委員

はい、弁護士の原でございます。今回もお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。前回の企業取引研究会を踏まえて、改正法が公布されまして、今、私の方では各事業者様による改正法対応をいろいろお手伝いさせていただいているところでございます。その中で伺った意見なども踏まえて、3点ほど意見を申し上げさせていただきます。

まず1点目ですが、サプライチェーン全体での価格転嫁ということについての意識改革というのは一定程度進みつつあるのかなと思っております。冒頭で御説明いただいたように今回の改正の重要なポイントとして、一方的な代金決定の禁止、特定運送委託の話、従業員基準の追加のお話があったかと思うのですが、対応が結構大変だと聞くのは特定運送委託と従業員基準のところですか。一方的な代金価格の決定ということについては、「もう既に対応済みです」というような意見も聞いたりしていますので、意外に意識改革が進んでいるのかなと思っております。ただ、今後更にそれが推し進められるように優越的地位の濫用規制で対応するということに期待していきたいと思っております。

2点目ですが、物流に関して前回の研究会でも議論になりましたが、直接の取引関係にならない(4)とか(5)をどうするかというのが大きな問題と認識しておりますが、いろいろお話をお伺いしていて、やはり直接取引関係がないと管理が難しいし、対応もしにくいという意見がありました。実際に、条文上も優越的地位の濫用を適用するとすると、取引の相手方という縛りがありますので、それをどうやって法律の理屈に合わせて、(4)、(5)の問題に対応するのかなというのが、今後の議論の対象になってくると思っております。

それから3点目ですが、論点2にも関係するところですが、サプライチェーン全体での価格転嫁を実現するというところでございますが、完成品メーカーという、サプライチェーンのトップにいる企業としては、サプライチェーン全体で価格転嫁の実現をかなり意識されており、それを是非とも実現すべく、できるだけ多く払っているということなのですが、ただ直

接対応ができるのがここで言うと、一番左の部分です。資本金100億円のところが資本金10億円のところに対して、支払うというのはできるが、その先に介入するのがなかなか難しい。それも先ほどの直接の取引関係がないというところと関係するわけですが、取引関係がない二次下請とか、三次下請のところに対しても、きちんと払ってくださいというのを言っていきたいが、それを言うと、逆に今度、優越的地位の濫用の話が言われるのではないかという懸念もあるというお話もありました。今後、優越的地位の濫用の議論をするときに、どういふことをしなければならないという点が議論の中心になると思うのですが、その時に同時に、サプライチェーン全体での価格転嫁を実現するためにどういふことをしてもいいか、直接の取引先でないところに対して、どういふことまで言っていきたいということも明確になっていくと、全体としてスムーズな転嫁が進むのではないかと感じているところでございます。

以上、3点申し上げましたが、今回もいろいろ御意見をお伺いしながら勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。それでは続きまして、松田先生、どうぞお願いいたします。

○松田委員

はい、弁護士の松田でございます。よろしくお願いいたします。今回も、事務局には非常に丁寧に御説明いただきまして大変感謝しております。事務局に御説明いただきました論点や議論の進め方、知的財産取引適正化ワーキンググループの設置も含めて、異存はございません。私自身は法律実務家ということで原先生と同じく、企業実務に携わる立場ということで、実態に根ざした取組となるように引き続き貢献したいと考えております。今回の下請法・振興法の改正については、実務に非常に多くの影響を与えるもので、実際に多くの影響を与えています。企業取引の場で既に、様々な反響を受けているところです。取引先事業者との契約の見直しをしたいですとか、取引変容に向けての動きと言いますか、兆しのようなものを、私自身、日常の業務の中で肌身に感じているところでございます。例えば、物品の保管コストなどは、昨今、金型保管について非常に積極的な執行がされているということもありまして、従来はうやむやにされていたコストについても可視化、明確化されていくような気運を感じております。物体として見えないものであっても、コストが掛かっているという当たり前のことですが、取引の場でそのことが意識されていくというのは非常に重要なことだと思います。そのようなコスト意識を持って事業に当たるといふことは、企業体がより効率的に、また優先順位をつけて行動するということにつながると思いますので、市場競争との関係でもマッチするものと言えますので、今後も引き続き推し進めていくべき動きであると考えております。今後の議論としましては、優越的地位の濫用についても取適法と平仄が取れるように解釈を明確化し、具体的な運用を明らかにしていくことになるのかと思います。ただ、優越的地位の濫用規制につきましては、取適法と異なり、真正面から適用するとそれほど簡易に執行はできないのではないかと思いますので、運用や執行についての工夫が必要かもしれないと思います。そのような点も念頭に、最終的に実効性のある取り組みにつながればと考えております。

最後になりますが、関係省庁の皆様におかれましては、来年施行の法改正の内容のみならず、今回の議論の帰趨^{すう}についても、中小企業にますます周知啓発していただくことを是非お願いしたいと考えております。特に、優越的地位の濫用規制に関しては、今回のスライドの内容からしても、中小規模の事業者と更に小さい規模の事業者との取引にも何らかの影響を与える可能性があるのかと思いますので、独占禁止法については中小企業の方には直接的には余り馴染みがない法律ですので、今回新たな解釈や運用が発信されて、取引行動の変容が迫られるのであれば、適切な周知やリードタイムが必要であると思いますので、そのあたりも見越して十分な発信や啓発についても是非御検討いただければと思います。以上です。よ

ろしくお願いいたします。

○神田座長

はい、どうもありがとうございました。以上で本日御欠席の廣田委員を除いて、全員の方から御発言をいただくことができました。どうも貴重な御発言をいただきまして、ありがとうございました。オブザーバーの皆様、他にもし御発言があれば承りたいと思います。何かありますか。どうもありがとうございます。

それでは、今まで委員の皆様方からいただいた御発言等について、事務局からもしコメントすべきことがあればお願いしたいと思います。柴山さんからお願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

非常に貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。全ての御意見に一つ一つお答えするのは時間の関係もありできないのですが、まず、優越的地位の濫用規制については、取適法と違って、執行のところの工夫がいるという御指摘をいただきまして、その点についても認識して検討していきたいと思っております。

それから、物流のところにつきましては、その他の法制度の動きや実態を踏まえて、議論することが必要だということ、あるいはその関係省庁との連携も必要だというようなことでありましたので、その辺りも踏まえながら、議論していく必要があると思っております。

その他、幾つかこういった論点もあるのではないかとといった御意見もいただいたと思っておりますので、その辺りもどういうふうに対応していくか、考えていきたいと思っております。とりあえず私からありがとうございました。

○神田座長

ありがとうございました。小高さんいかがですか。

○中小企業庁 小高課長

はい。様々な御議論・御意見ありがとうございました。まず企業実務・実態をよく踏まえてということについてはまさしく仰るとおりでございます。様々、委員の皆様からも、教えていただければと思います。私どものほうでも、各種調査を事業者のところで行うつもりでございますので、そうしたことも踏まえながら、今回の御議論に活用させていただければと思います。

また現場の法改正を含めて、中小企業の皆様にも知っていただく必要があるということでございます。まさにこれから私ども8月下旬から法改正の内容についての説明会を、全国47都道府県、そして関係省庁にも御協力いただきまして、関係機関ごとに説明会を開催していくつもりでございます。また、中小企業団体の皆様にも是非御協力いただきまして、様々なチャンネルを活用して、なるべく多くの方々に知っていただくということがまず必要でございますので、そうした周知広報については徹底的にやっていきたいということでございます。

そして大企業と中小企業の皆様がある種、共存共栄してということ、私どもも進めております。パートナーシップ構築宣言にも代表されておりますが、そうしたことをまた更に、進めていく必要があるのではないかとということだと思います。パートナーシップ構築宣言自身が法規制の仕組みにはなってございませんが、今回の下請法及び下請振興法改正の中で掲げられておりますテーマ、あるいは今回の企業取引研究会でも、御議論をいただくようなテーマ、こうしたことを踏まえて、重要性というのはますます高まっているということだと思います。現在でも約7万5千社の方々に、実は宣言をいただいております。日々増えているということですが、宣言をしていただく際に、私どもとしては振興基準を踏まえてということを書かせておりますが、この振興基準自身も改正しようと思っておりますので、それが形式的な宣言にとどまらず実際に、取引の中にもしっかりと反映していただけるよう

な形で実効性をどう高めていくのかということが、宣言の数を増やしていただくということとともに必要だと思いますので、そうしたことについても、どういったことができるかというのは、私どもとしても考えていきたいと考えている次第でございます。私から以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは皆様方から、今日は、たくさんいただいたのですが、事務局からの次回以降の進め方につきましては、御賛同いただいていると思いますので、今日いただいた御意見を踏まえて、事務局において、更に先に、進めていただければと思います。それから、知財の関係についてですが、知的財産取引適正化ワーキンググループを別途設置して、そこで専門的な議論をしていただいて、その結果をここに御報告いただくということを予定しているのですが、形式なことで恐縮ですが、委員の皆様方におかれましては、そういった進め方、知的財産取引適正化ワーキンググループの設置を含めて、ここで御承認いただければ大変ありがたく存じますが、御承認いただけますでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

今日、まだ若干、いただいている時間はあるのですが、追加でもし御発言があれば承ります。もっとも次回以降は延長しての御議論をお願いする可能性も高いので、多少、今日時間をお返ししてもいいかなと思っはいますが、追加で御発言はいかがでしょうか。

オンラインの皆様方もよろしいでしょうか。どうぞ、渡辺先生

○渡辺委員

先ほど、原先生のところで、直接の取引相手のところは、法律は適用できる。しかし取引相手の取引相手とかになると、そこは直接取引関係にはないため、法的、制度的な取扱いがなかなか難しいというニュアンスのお話があり、まさにネットワークの本質だと思うのですが、私の質問は、そういう間接的なところについても、「こういうことをしなければいけません」みたいな事を取り決める事が法律は可能なのですか。

つまり、直接的な契約関係はない。しかし、その人たちが結んでいる別の契約が、実は自分に影響しているというのは、経済的にも当然あり得るわけですが、その時に自分が直接締結していない契約について何か物を申すということが可能なのでしょうか。これがお聞きしたかったポイントであります。神田先生にお聞きするのがいいかもしれませんが。

○神田座長

法律に書いてあれば可能ですが、現在の法律を前提に考えると、その法律で決められている話しかできない。後は解釈の話で、問題は当然残るので、実は直接その契約の相手方ではないが、その契約の相手方であると解釈できれば、今の法律でも何らかの対応ができる可能性も考えられます。

○中小企業庁 小高課長

その意味では、振興法は、その名前のとおり振興法でございまして、規制法ではないという前提でございしますが、今申し上げたこの振興基準については、実質的にこの振興法の中で閉じられているというよりは、パートナーシップ構築宣言である種自己宣言をして開示をするということ、世の中でアピールされるという意味で、多層のサプライチェーンを通じて取引を適正化しますよという自己宣言をしているという形で、直接の取引が無いところについても及ぶという効果を期待しているということでございます。

○渡辺委員

はい、ありがとうございます。私の方からも一つ言い忘れたことがあるのですが、一つ論点で足してほしいというのは、先ほども話したような今回の議論の中で出ていたのですが、例えば、契約上の数量が変わった、要するに、契約が変わった時に見積りの、例えば単価を

変える習慣が日本には本当にないため、例えば試作品が量産品になる、量産品が補用品になる時に単価を変えるという習慣を、是非、御支援いただいて日本の取引の慣習を変えていくということを御協力いただきたい。これ、とても困っておりまして、以前は、生産量が上り坂から下がったとして、次の分でなんとかするからと言えたが、最近、次の取引がもうないという状態になっているので、商習慣として、数量なり、この条件なりに合わせた金額に見直すことを是非御支援いただきたいなと思っております。

○神田座長

どうもありがとうございました。他また後からお気づきの点等ございましたら、冒頭申し上げましたように、いつでも事務局まで電話・メール等でお伝えいただけますと大変ありがたいと存じます。それでは、もしこれでよろしければ、本日はこれもちまして研究会を閉会とさせていただきます。皆様には大変お忙しいところ御参加いただき、活発な御意見をいただきありがとうございました。